

■障がい者等に対する割引運賃について

下記表による手帳等を呈示された場合、運賃が半額となります。

身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示した場合。（障がい者手帳アプリ「ミライロID」を含む。）
知的障がい者	療育手帳制度要綱の規定により、都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障がい者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示した場合。（障がい者手帳アプリ「ミライロID」を含む。）
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示した場合。（障がい者手帳アプリ「ミライロID」を含む。）
児童福祉法適用者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者が、その保護施設の長の発行する所定の運賃割引証を提出した場合。
介助者	介護人又は付添人は、割引を適用する本人と同伴する場合。